全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制改革A/民間開放B）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
5057	5057205			z04002	公正取引委員会	独占禁止法第9条，事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方（法第9条ガイドライン）	独占禁止法第9条においては，会社が他の国内の会社の株式を取得することにより，事業支配力が過度に集中することとなる会社となることを規制している。「事業支配力が過度に集中すること」とは，会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著し（大きいこと，これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著し（大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより，国民経済に大きな影響を及ぼし，公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。	b	Ⅰ，Ⅳ	b　一般集中規制の見直しについては，「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）に基づき，将来的には廃止することが適当であるとの指摘，事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないように十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ，評価・検討を行ってまいりたい。	検討内容及び検討スケジュールについて示されたい。	b	Ⅰ，Ⅳ	一般集中規制については，施行状況のフォローアップ調査を行い、平成17年5月に調査結果について公表しているところ，同規制を将来的には廃止することが適当であるとの指摘がある一方で，事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないように十分配慮すべきであるとの指摘があることを踏まえ，引き続き慎重に評価・検討を行っていくことが適当とされた。その後，本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」においても，フォローアップ調査同様，一般集中規制の見直しについて引き続き評価・検討を行っていくこととされた。 このように，一般集中規制の将来的な廃止が適当との指摘と事業支配力の過度集中による競争阻害への十分な配慮を求める指摘がある中で，慎重な検討が求められているところ，引き続き施行状況のフォローアップを行い実態把握に努めるとともに，実態の変化等を踏まえつつ，一般集中規制について見直しを行っていく予定である。	（社）日本経済団体連合会	205	A	独占禁止法第9条「一般集中規制」の見直し［新規］	①独禁法第9条の一般集中規制を廃止し，企業結合規制で対応すべきである。 ②やむを得ず存続する場合でも，少なくとも同ガイドラインについて，以下の項目を改正すべきである。 ア.「事業支配力が過度に集中することとならない会社」である「分社化の場合」の範囲を拡大すべきである。 イ.「主要な事業分野」については，原則として，日本標準産業分類3桁分類から2桁分類に変更すべきである。 ウ.第一類型の「総資産基準」（持株会社グループの総資産合計額15兆円，単体総資産額3,000億円を，大幅に引上げるべきである。	（＊）イ.日本標準産業分類2桁分類が同一であれば実質的に同一の事業分野とみなせる場合が多いと考えられる。 また，3桁分類の場合，日本標準産業分類の改正がなされることにより，事業実体は何ら変更がないにもかかわらず，形式的には事業分野数が増加してしまうといった問題が生じる可能性が高い。 ウ.単体総資産の規模は業界ごとに異なり，業界で上位の会社ではなくても，「大規模な会社」となる場合があることから，単体総資産の基準（3,000億円）を引き上げるべきである。	＜要望内容①について＞ 企業の経済活動がグローバル化し，市場規模が巨大化する中で，競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく，日本市場での規模のみに着目して，一律・外形的に規制を課す一般集中規制は，企業活動を不当に制限するだけであり，既に存在意義を失っている。また，このような規制は，政府が進めている構造改革の基本理念である「事前規制型から「事後規制」型への移行に反するものである。したがって，一般集中規制は廃止し，必要があれば，企業結合規制によって個別具体的に対応すべきである。 ＜要望内容②について＞ ア.元々一つの会社を分社化し，細分化していただけである以下のような場合については，他の資本関係のない会社を買収する場合とは異なり，独禁法上特段の問題はないことから，分社化と同様に例外とすべきである（分社化は議決権比率100%に限らなくてもよい）。 a．100%分社化後，上場等により議決権比率が低下する場合（親会社の議決権比率が減少することから，独禁法9条の観点からはむしろ望ましい）。 b．（独禁法15条に抵触しない）合併等に伴い，議決権比率が低下する場合（＊）	独占禁止法第9条	公正取引委員会	独禁法第9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立・転化が禁止されている。 「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の具体的な考え方については、公取委によってガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」が示されており、ガイドラインには、以下の通り事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される3類型が挙げられている。 第1類型　会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合 第2類型　大規模金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合 第3類型　相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合
5057	5057206			z04003	公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第2項及び第3項，第15条の2第2項～第5項，第16条第2項～第4項	総資産合計額が100億円超の会社と総資産合計額が10億円超の会社と合併する場合等には事前に届出が必要。 ただし，「①合併会社のうち，いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有している場合」又は「②合併会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有する会社が同一の会社である場合」には，届出は不要。 （会社分割及び事業譲受けについても同様）	b	Ⅰ	b　独占禁止法に基づく合併等の企業結合に係る届出制度は，競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を公正取引委員会において把握するために設けられているものであるが，同制度の対象から除外される範囲の在り方については，今後十分な検討を行う必要がある。	検討内容及び検討スケジュールについて示されたい。	b	Ⅰ	独占禁止法に基づく合併等の企業結合に係る届出制度は，競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を公正取引委員会において把握するために設けられているものであり，同制度の対象から除外される範囲を拡張することの是非及び拡張する場合の範囲については，実態を十分に把握しつつ慎重に検討を行っていく必要がある。 今後，関連会社間の企業結合の実態等について把握を行い，その実態を踏まえ，届出制度の対象から除外される範囲の在り方について検討を行っていく予定である。	（社）日本経済団体連合会	206	A	企業結合規制における届出制度の見直し［新規］	親子会社，兄弟会社間の企業結合に限らず，直接的又は間接的に総議決権の過半数を有する会社やその経営を実質的に支配している会社（例えば、祖父1第会社間，同会社間（例えば孫会社間 など，実質的に同一企業と認められる会社間の企業結合についても、届出の対象外とすべきである。	企業結合審査に要する提出資料は膨大であり，届出側・審査側双方にとって煩雑な手続きとなっている。また，「競争状態に影響を及ぼすおそれが低い」との理由から，届出対象外の企業結合を親子会社間及び兄弟会社間に限定する必要はなく，実質的に競争制限となるおそれがない合併については，事前届出を不要とすべきである。	独占禁止法第15条、第15条の2、第16条	公正取引委員会	現行独占禁止法においては、親子会社或いは兄弟会社間の合併或いは営業譲渡などの企業結合以外については、小規模の特を除き公正取引委員会に対し該当行為に関する届出を該当行為期日の30日前までに行なう必要がある。